

調停について（港湾局関係）

債務不存在確認調停事件について、次のとおり調停を成立させる。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 申立人 株式会社 中山製鋼所 相手方 大阪市	本市は、大正区船町2丁目22番の市有地（以下「本件市有地」という。）の一部（以下「本件賃貸地」という。）について本市との間で土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結して貸付を受けている申立人が、昭和34年9月25日から平成30年3月31日までの間、本件賃貸地に隣接する本件市有地の一部（以下「本件土地」という。）を不法に占有していたため、申立人に対し、当該期間に係る賃料相当損害金金399,575,492円の支払を求めた。
2 大阪簡易裁判所 平成31年（ユ）第48号 債務不存在確認調停 事件	これに対し、申立人は、昭和34年当時から20年以上にわたり所有の意思をもって本件土地を占有しており、本件土地について取得時効が成立していること、仮に申立人に所有の意思がないとしても、本市及び申立人双方において本件土地が本件契約の対象に含まれているとの了解があったこと等を理由に、本市に対し、本件土地について申立人に賃料相当損害金の損害賠償義務が存しないことの確認を求めて調停を申し立てていたところ、このたび裁

判所の調停委員会の意見を受けて調停を成立させるものである。

2 調停条項の要旨

申立人は、本市に対し、解決金として金55,071,600円を支払う。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説明

債務不存在確認調停事件について、調停を成立させるため、この案を提出する次第である。